

(その1)

収 支 報 告 書

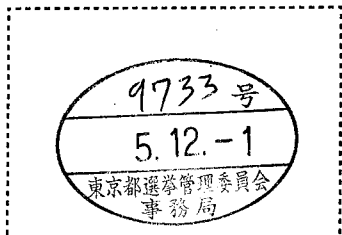
- (ふりがな) ありまみさきこうえんかい
- 1 政治団体の名称 有馬美咲後援会
- 2 主たる事務所の所在地 〒143-0023 東京都大田区山王2-1-8山王アーバンライフ309号
- 3 代表者の氏名 有馬 美咲
- 4 会計責任者の氏名 有馬 美咲
- 5 令和5 年分

団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 有馬 美咲

電話番号 080-2907-3118

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
	済	✓



資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類 <u>衆議院議員</u> (現 <u>候</u>)	
資金管理団体の届 出をした者の氏名 <u>有馬 美咲</u>	

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 5年 7月 19日 から	
令和 5年 10月 25日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党 の 支 部
☐ 政	治 資 金 団 体
☐ 政	治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	
活動区域の区分	
東京都内	

国会議員関係政治団体の区分	
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>有馬 美咲</u>
公職の種類	<u>衆議院議員</u> (現 <u>候</u>)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 5年 7月 19日 から	
令和 5年 10月 25日 まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	0	II 支 出 総 額 1～2の計	0
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	0
(2) 本年の収入額 1～6の計	0	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	人	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)～(2)の計	0	(4) 事 務 所 費	0
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	0	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	0
ア 個人からの寄附	0	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	0
ウ 政治団体からの寄附	0	事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	備 考	
4 借 入 金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計	0		
(2) 10万円以上のものの計	0	III 翌年への繰越額 (I－II)	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

R5 年 12 月 1 日

政治団体の名称 有馬美咲後援会

会計責任者の氏名 有馬美咲



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名 有馬美咲



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 5 年 11 月 22 日

有馬美咲後援会
代表 有馬美咲 殿

登録政治資金監査人

登 録 番 号 第 2173

研修修了年月日 平成 21 年 5 月 25 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、有馬美咲後援会（国会議員関係政治団体名）の令和 5 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、有馬美咲の政治団体事務所は既に解散済みであるため、登録政治資金監査人神津信一が税理士業務を行っている、東京都新宿区愛住町 1 番地富田ビル神津・山田税理士法人応接室において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

有馬美咲後援会事務所の設置は令和 5 年 7 月 19 日、解散は令和 5 年 10 月 25 日と期間が短く、政治活動も行っておらず、支出金額は一切ないことを、政治団体代表者であり会計責任者である有馬美咲氏よりのヒアリングにより確認した。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、選挙管理委員会への届け

出から解散までの期間が短く、支出金額も無いために、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が無いことを確認した。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、支出が無いために会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計帳簿は存在しなかった。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて、本件についても該当がないことを確認した。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載についても該当がないことを確認した。

3 業務制限

有馬美咲後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上

